

野田市告示第70号

令和5年4月1日付で、野田市収納代理金融機関の指定取消しを次のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第8項の規定により告示する。

令和5年3月30日

野田市長 鈴木 有

(指定取消しとなる収納代理金融機関・取扱事務)

収納代理金融機関	取扱店	取りまとめ店	位置	取扱事務
三井住友信託銀行 株式会社	本支店 及び 出張所	松戸支店	松戸市本町2-1	公金の収納事務及び 預金の取扱事務